栃木労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県各種商品小売業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 12 月１日

栃木労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間786円」を「１時間800円」に改める。

和歌山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、和歌山県鉄鋼業最低賃金（平成25年和歌山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 12 月１日

和歌山労働局長　中原　正裕

第４号中「１時間834円」を「１時間849円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 12 月１日

広島労働局長　星　　直幸

第４号中「１時間864円」を「１時間882円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 12 月１日

広島労働局長　星　　直幸

第４号中「１時間827円」を「１時間844円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 12 月１日

広島労働局長　星　　直幸

第４号中「１時間835円」を「１時間852円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 12 月１日

広島労働局長　星　　直幸

第４号中「１時間796円」を「１時間813円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 12 月１日

広島労働局長　星　　直幸

第４号中「１時間817円」を「１時間833円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 12 月１日

広島労働局長　星　　直幸

第４号中「１時間858円」を「１時間875円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県各種商品小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 12 月１日

広島労働局長　星　　直幸

第４号中「１時間790円」を「１時間805円」に改める。

広島労働局最低賃金公示第９号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、広島県自動車小売業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第９号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 12 月１日

広島労働局長　星　　直幸

第４号中「１時間813円」を「１時間830円」に改める。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十七年十一月六日付けで指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十九条の規定に基づき公告する。

平成二十七年十二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
名古屋市	地籍図根多角点網図、図根多角点成果簿	愛知県名古屋市中川区の一部（官民先行中川―７）
名古屋市	地籍図根多角点網図、図根多角点成果簿	愛知県名古屋市中川区の一部（官民先行中川―８）
名古屋市	地籍図根多角点網図、図根多角点成果簿	愛知県名古屋市中川区の一部（官民先行中川―１０）
名古屋市	地籍図根多角点網図、図根多角点成果簿	愛知県名古屋市中川区の一部（官民先行中川―１１）
名古屋市	地籍図根多角点網図、図根多角点成果簿	愛知県名古屋市中川区の一部（官民先行中川―１２）
独立行政法人都市再生機構	千住大橋駅前街区土地区画整理事業確定測量図及び調査簿	東京都足立区千住橋戸町の一部
独立行政法人都市再生機構	中野区江古田三丁目地区確定測量図及び調査簿	東京都中野区江古田三丁目の一部
独立行政法人都市再生機構	木津中央地区確定測量図及び調査簿	京都府木津川市の各字城山台一丁目、十三丁目及び全部
独立行政法人都市再生機構	八潮南部中央地区確定測量図及び調査簿	埼玉県八潮市大瀬一丁目、茜町一丁目の各字全部
独立行政法人都市再生機構	真金北地区確定測量図及び調査簿	神奈川県平塚市北金目一丁目、真田一丁目及び三丁目の各字全部
独立行政法人都市再生機構	三郷中央地区確定測量図及び調査簿	埼玉県三郷市中央一丁目、三丁目、四丁目、五丁目及び中央三丁目の各字全部